

# 飲食店の皆様へ

兵庫県では  
受動喫煙の防止等に関する条例が  
改正されました

## 2020年4月から飲食店は、原則建物内禁煙です。

ただし、当分の間、建物内に一定の技術的基準を満たした喫煙場所(喫煙室)を設置できます。  
また、様々な人が出入りする店舗の入口付近(店舗敷地内)に喫煙器具を設置しないでください。

加熱式たばこについては、条例では紙巻きたばこと同様の取り扱いとしており、指定たばこ専用喫煙室(飲食をしながら加熱式たばこの喫煙ができる場所)の設置はできません。

※「建物内」とは、①屋根がある建物で、②側壁が半分以上覆われた内部の場所をいいます。



## 飲食店では、必ず下記のいずれかの表示が必要です。

### 禁煙の場合

店舗入口に表示



【内容】  
禁煙である旨

### 建物内の一部を喫煙場所(喫煙室)とする場合 (A、B両方表示)

A 店舗入口に表示



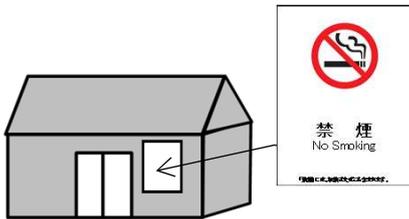
【内容】  
○建物内の一部に喫煙場所(喫煙室)がある旨  
○喫煙場所(喫煙室)以外禁煙である旨

B 喫煙場所(喫煙室)の入口に表示



【内容】  
○喫煙場所(喫煙室)である旨  
○20歳未満の者及び妊婦は立入り禁止である旨

### ★表示場所(例):店舗入口



### ※既存小規模飲食店、シガーバー(スナック)のみ 建物内全部を喫煙可能とする場合

店舗入口に表示

【内容】  
○喫煙可能である旨  
○20歳未満の者及び妊婦は立入り禁止である旨

※詳しくは裏面の「特例①」又は「特例②」をご覧ください。

※表示様式については、裏面問い合わせ先にご連絡いただくか、県ホームページからダウンロードできます。  
※上記の内容が記載されていれば、文字のみによる表示や別表示も可能です。

# 施設管理者の主な責務

「施設管理者」には、施設における受動喫煙を防止するための責務があります。

## ●喫煙器具の撤去

建物内の喫煙場所(喫煙室)以外や店舗の入口付近(店舗敷地内)に、喫煙器具を設置しないでください。



## ●喫煙の中止依頼等

- 建物内の喫煙場所(喫煙室)以外で喫煙をする人がいれば、喫煙の中止(退出)を求めてください。
- 喫煙場所(喫煙室)に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせないでください。



## ●禁煙もしくは喫煙の表示

店舗入口や喫煙場所(喫煙室)に、喫煙の可否についての表示をしてください。



# 喫煙場所(喫煙室)について

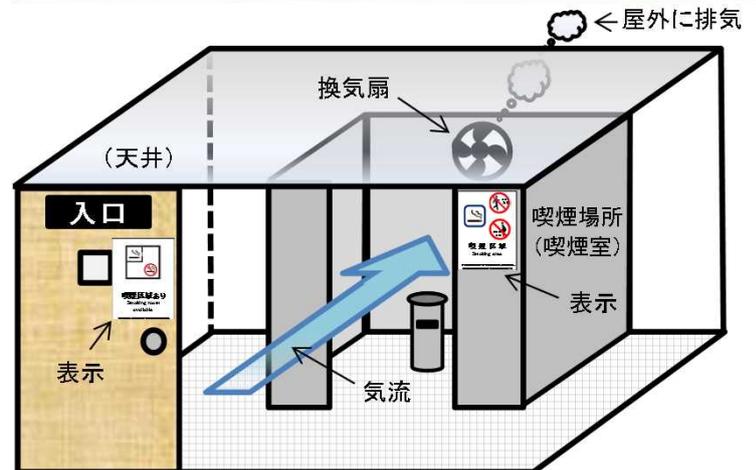
## 要件

- ①建物内の**一部**の場所であること。
- ②**専ら**喫煙のみを行う場所であること。  
※喫煙場所(喫煙室)内は**加熱式たばこも含めて飲食等はできません。**
- ③たばこの煙が禁煙場所に排出されないこと。

## 煙の流出防止(技術的基準)

- ①**壁、天井等**で区画してください。
- ②喫煙場所(喫煙室)入口への**風速が0.2m毎秒以上**必要です。
- ③たばこの煙を**直接屋外**に排出してください。

## 設置イメージ



## 特例①: 既存小規模飲食店について

**既存小規模飲食店**とは、①令和2年4月1日時点で営業していること、②個人又は資本金5,000万円以下の会社が経営していること、③客席面積が100平方メートル以下であること等の全ての要件を満たす飲食店です。

- 建物内の**一部もしくは全部を喫煙可能**とすることができ、**喫煙をしながら飲食等**をすることができます。  
(全部を喫煙可能とする場合、20歳未満の者及び妊婦は入店できません。)

- 県(神戸、姫路、尼崎、明石、西宮の各市に所在する店舗は各市)に、店舗名・所在地などを**届出**てください。

※令和2年4月以降、新規で開業する飲食店は、客席面積が100平方メートル以下であっても、特例は適用されません。

## 特例②: シガーバー(スナック)について

**シガーバー(スナック)**とは、①たばこを対面販売していること、②「通常主食と認められる食事」(米、めん類等)を主として提供していないこと等の全ての要件を満たす飲食店です。

- 建物内の**一部もしくは全部を喫煙可能**とすることができ、**喫煙をしながら飲食等**をすることができます。  
(全部を喫煙可能とする場合、20歳未満の者及び妊婦は入店できません。)

## 【事業者への支援制度があります】

- 厚生労働省兵庫労働局による喫煙室設置のための助成制度があります。→(TEL:078-367-0700)
- 兵庫県による建物内禁煙化や喫煙室設置のための融資制度があります。→(TEL:078-362-3321)

## 【問い合わせ先】

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課受動喫煙対策班  
TEL:078-362-9111、FAX:078-362-3913  
E-mail: kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp  
URL: <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/zyudoukituenkaiseizyourei.html>

兵庫県 受動喫煙

検索



条例の詳細は  
兵庫県ホームページ  
をご覧ください。

